

## 新たな地域コミュニティ支援事業概要（中間支援組織の活用）

### ◆事業目的

地域活動協議会を第2、第3ステージへと導くため、区役所職員とともにまちづくりに関する専門性を有する人材を非常勤嘱託職員として配置し、地域活動協議会の自律的な活動をより一層支援していく。

### ◆実施体制

- ・地域づくりアドバイザー（非常勤嘱託職員）3名を配置し、地域にとらわれない柔軟なまちづくりの支援を行う。
- ・地域課地域グループ担当係長3名、係員6名からなる3つの地域支援チームを編成し、それぞれのチームが担当する地域の支援を行う。
- ・地域担当制として区役所各担当課から地域担当職員を任命し、それぞれが担当する地域の支援を行う。（地域担当リーダー17名、地域担当34名）

なお、平成30年度から地域担当職員は防災を基軸とした地域支援を役割として、災害時における円滑な避難所運営体制の確立と、地域の防災課題の解決に向けた支援策を検討し地域と共有を図ることとしている。

### ◆具体的な業務内容

- (1) 地域活動協議会の形成支援  
平成24年度に全17地域形成済み
- (2) 地域活動協議会の自律運営にかかる支援
  - ・現在、第1ステージについては概ね完了しており、第2、第3ステージへと導く支援が中心になる。
  - ・紙・電子媒体の両方を用いた情報発信の有効活用についてさらに推進する。
  - ・地域住民と企業、大学の連携を新たに生み出すための助言を行う。
  - ・新たな担い手育成や発掘にかかる助言を行う。
  - ・自主財源の確保に向けた取り組みと、それに伴う申請等手続きを推進・支援する。

◆委託期間：平成27年3月31日まで。以降は非常勤嘱託職員の配置。

### 中間支援組織イメージ図

